

## 仕 様 書

### 1 業務名

令和6年度アンコンシャス・バイアス気づき発信プロジェクト事業委託業務

### 2 目的

女性の活躍推進及び男女が共に働きやすい社会の実現に向け、女性の活躍推進が進まない背景に存在している固定的な性別役割分担や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）を解消するため、県民に「知ってもらう・気づいてもらう・対処、行動してもらう」ことが必要である。企業等に普及啓発を行うとともに、仕事と家庭を両立できる環境づくりを目指し、県民へ周知することにより、県内での一層の取組促進を図ることを目的とする。

### 3 委託業務の実施期間

契約の日から令和7年2月28日まで

### 4 委託業務内容

#### (1) 企業向け研修用動画の作成

制作した動画を県 HP や動画共有サイト「Youtube」等で期間の制限なく視聴が可能となるよう、また、動画のリサイズを含めた県側での編集が自由に可能となるよう著作権等の許可を得ること。

##### ① 動画の本数・長さ

企業や団体が社内研修等に活用できる5分程度の動画を3本以上作成すること。動画の長さや本数については、よりよい効果が見込まれる手法がある場合は、県と協議の上、決定させること。

##### ② 内容

- (ア) アンコンシャス・バイアスとは何かが理解でき、自分自身や自社にもアンコンシャス・バイアスがあることに気づくことができるものとなっていること。
- (イ) 女性の活躍やダイバーシティ経営の意義を理解し、これらの推進が求められている社会の中で、アンコンシャス・バイアスにより部下や組織に与える悪影響が推進を妨げる要因になっていることが理解できる内容となっていること。
- (ウ) 企業内で身近に起こりうる場面を事例として紹介し、対処方法まで踏み込んだものとする事。
- (エ) 動画内で取り上げる事例や動画の構成等は、県と協議の上、決定させること

(2) 家庭向け啓発動画の作成

制作した動画を県 HP や動画共有サイト「Youtube」等で期間の制限なく視聴が可能となるよう、また、動画のリサイズを含めた県側での編集が自由に可能となるよう著作権等の許可を得ること。

① 動画の本数・長さ

5分程度の若年層・子育て世代向けの啓発動画を1本以上作成すること。動画の長さや本数については、よりよい効果が見込まれる手法がある場合は、県と協議の上、決定させること。

② 内容

- (ア) アンコンシャス・バイアスとは何かが理解できるものとなっていること。
- (イ) 家庭内で身近に起こりうる場면을事例として紹介し、アンコンシャス・バイアスに気づくことができるものとなっていること。
- (ウ) 動画内で取り上げる事例や動画の構成等は、県と協議の上、決定させること

(3) 子育て世代向けワークショップの実施

① 対象者

おおよそ小学生までの親子

② 定員

20名程度

③ 開催回数

6回以上

④ 開催場所

- (ア) 県内3ヶ所以上で実施すること。
- (イ) 対象者が参加しやすい場所での開催とすること。
- (ウ) 会場は参加者の利便性を考え、最適な場所とすること。なお、会場として大分県消費生活・男女共同参画プラザの会議室を使用する場合は、会場使用料は発生しない。ただし、その場合は県が会場の手配を行うので、日程等を早めに相談、調整すること。

⑤ 内容

アンコンシャス・バイアスのチェックシートや教育カルタ等を用いて、家庭におけるアンコンシャス・バイアスの解消を図ることができるものとする。なお、使用する物品等についてはよりよい効果が見込まれる手法がある場合は、県と協議の上、決定させること。

(4) 本業務のターゲット等の設定、見直しの提案

- (ア) 本業務におけるターゲットの考え方は以下に示すとおりとする。

「企業向け研修用動画の作成」

女性活躍推進に意欲的に取り組みたい企業、アンコンシャス・バイアスの解消の  
取り組みたい企業

「家庭向け啓発動画の作成」及び「子育て世代向けワークショップの実施」

若年層・子育て世代

(イ) 本業務において、ターゲットに起こしてもらいたい行動変容は下記に示すとおりとする。

「企業向け研修用動画の作成」

- ・アンコンシャス・バイアスとは何かを理解し、自分自身や自社のことに置き換え、問題意識を持つ

- ・これまでアンコンシャス・バイアスによる悪影響で、女性活躍推進やダイバーシティ経営がうまくいかなかったことがないか振り返り、悪影響を与えている思い込みに関しては解消する

- ・女性が働きやすい職場環境や女性管理職登用促進に関する意識を醸成する

「家庭向け啓発動画の作成」及び「子育て世代向けワークショップの実施」

- ・アンコンシャス・バイアスとは何かを理解し、自分自身に置き換え、問題意識を持つ

- ・これまでアンコンシャス・バイアスによる悪影響で、家庭内でうまくいかなかったことがないか振り返り、悪影響を与えている思い込みに関しては解消する

(ウ) ターゲットに対して事業を実施するにあたり、想定とは異なる年齢等をターゲットとすることが本業務の目的を達成するためにより効果的であると判断できるデータの蓄積があった場合は、その根拠とともに県に対して助言及び提案を行い、ターゲットの見直しについて協議するものとする。

#### (5) 目標の設定

- ・本業務の目標項目、目標値は以下のとおりであるが、本業務の目的を達成するうえで、より最適な目標項目等があれば提案すること。

(目標項目等)

| 目標項目 | ワークショップ参加者数 | アンケートにおける記事の満足度        |
|------|-------------|------------------------|
| 目標値  | 20名/定員20名   | 「とても良かった」「良かった」の回答率90% |

- ・目標達成の進捗については、事前に計画書を作成すること。作成にあたっては、進捗に遅れが生じた場合の対策も含めて記載する。

- ・目標達成の進捗については、定期的に報告すること。報告の頻度については、事業者と県とで協議の上決定する。

- ・ 設定した目標値を達成した場合においても、事業効果の最大化を目指して業務を継続し、効果的な運用に努めること。
- ・ 目標を達成するために行った取組についても、実績報告書での報告をすること。

#### (6) 実績報告書の作成

委託事業の実施内容について確認できる報告書を作成し成果物として提出すること。その他、県が必要とする書類の提出を求めた場合には、併せて作成のうえ提出すること。

#### (7) その他運営に関する一切

業務の遂行に関しては、委託業務の責任者を選任し、県との連絡調整を綿密に行うとともに、事業の進捗を管理し、取組状況等県の求めに応じて報告する。

#### (8) 著作権

本業務に基づく成果物に関する著作権及び使用権は、すべて県に帰属するものとし、無断で公表・譲渡・貸与または、使用してはならない。

### 5 その他業務実施上の条件

#### (1) 関係法令の遵守

受託者は、関係法令を遵守すること。

#### (2) 守秘義務

受託者は、個人情報の取扱いについて、十分注意し、適切に管理すること。本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

#### (3) 業務の再委託

受託者は、業務の全部を一括して又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、第三者への委任が業務の一部であり、書面により県の承認を得たときはこの限りでない。なお、「主たる部分」とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断等当該業務に係る基本的又は中心的なものに位置づけられる業務をいうものとする。

#### (4) 本業務の遂行にあたり、疑義が生じた場合は、県と十分協議すること。

#### (5) その他、本仕様書にない事項については、県と受託者が協議のうえ決定すること。